

第2回徳島県耐震改修促進計画検討委員会（議事）

□日時：令和3年1月18日（月） 午前10時から

□場所：グランヴィリオホテル2階会議室

□出席者：（委員）

池添委員、逢坂委員、小谷委員、田口委員
（事務局）

県土整備部次長ほか

□次第：1 開会

2 挨拶

3 議事（1）耐震化に関する目標期間について

（2）建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策について

①要安全確認計画記載建築物

②特定建築物

③住宅

（3）その他

4 閉会

□配付資料：（1）第2回徳島県耐震改修促進計画検討委員会資料

□議事

1 開会

2 挨拶

県土整備部次長から挨拶

3 議事

（1）耐震化に関する目標期間について

<議論の概要>

（A委員）

まず計画期間と要安全確認計画記載建築物、あともうひとつは重要な公益上必要な防災拠点建造物についてですけれども。まず計画期間に関してはいかがでしょう。

国がある程度目標に定めているものに沿わせることを考えると、それより早く達成しておかないといけないということで今、令和6年度という、もう後4年後ですからね。時間はあまりないという状況なんですけども、そういう期間は設定されておりますがご意見ありますか。

(中略)

続いてですね、地震時に要安全確認計画記載建築物が原因で道路閉塞をしてしまう建築物に対してですけれども、それに関してはいかがでしょう。

これちょっと確認したいんですけども、未診断の建物所有者に報告命令をこれから出していくということですが、命令の対象はその民間建造物の所有者に県が直接命令するというところでよろしいですか。

(事務局)

そうですね。所管行政庁が県と、徳島市内に関しては徳島市になりますので徳島市から行っていただくことになりますけれども。最初は建築の所有者に対して。

(A委員)

所有者向けに県と市が命令する。

はい、実際としては100%補助が続いているので、その期間であればできるだろうということでやりなさいということですけども、所有者の立場からするとやってアウトになったら結構面倒くさいってのはあってですね、なかなか難しい現実があるんですが。

とは言ってもよく分からない状態を放置するっていうのはあまり健全ではないですし、耐震がちょっと厳しいということが分かった時点で次の手を考えるということはある考えなんですけども。このあたりはいかがでしょう。結構命令というと強い話になりますので、しかも罰則規定をつけるということですので、このあたりはいかがですかね。

(B委員)

罰則有りということですが、進めていくためには、まあそういうのも必要なとは思いますが。

(A委員)

罰則、具体的にはどのくらいの罰則があるんですか。

(事務局)

罰金を要求することができます。

(A委員)

実際するかどうかはまだ次の次元までちょっと。まあこれはしょうがないかなっていうことですか。

(B委員)

都会に比べて、都会だとすごく高層のビルが対象になってきたりとかして危機感があるんですけど徳島の場合、まあ例えば南の方だと道路の幅が狭いので2階建ての住宅とかも対象になってくるとか、そういうので認識的には危機感的にはちょっと違うと思うんですね。

それで都会の方ではだいぶ進んではいってるんですけど、徳島って言ったならあれですけど、なかなかこう地方の場合は進んでいかない。放置をすると危険なので、やっぱし今、持ち出しゼロでできるので進めていきたいんですけど、その所有者の認識を変えるためにその罰則とかそういうのも有りかなとは思いますが。

(A委員)

おそらく所有者としてはそんなに高い建物じゃないから、そこまで自分の建物が重大な意味を持つてるという認識を持っていない可能性があるかと。

あとそういう意味で命令までいくと、さすがに結構注意喚起という意味ではインパクトがあるんじゃないかということですね。

(B委員)

持ち出しゼロでできるんで。

(A委員)

おっしゃるとおり2階建て3階建てぐらいで、そんなにこう危機感がなくて、まあなんかそんなような課題があるらしいという認識ぐらいの人達が以外といるかもしれないっていうことが事実で、そういう意味で言うと罰則ももっとズバツと言うとですね、はじめてドキッとすることかもしれないですし。

それはちょっと連鎖的に広がる可能性があるんで、100%補助があるうちにやりなさいよという指示はまあ妥当だということで、よろしいですかね。

(C委員)

行政とか、それからそういうところでそれ持ってくるのもよく分かるんですけど、いざ本当の意味の住民がそれを受けた時どう反発するのか。

行政のどこが言うてくるのか、例えば県が言うのか、国が言うのか、市町村が言うのか、それによっても違いますけど一般的に田舎の方々がその意見を聞いたときに多分、まあちょっと言い方失礼な話「何を言よんで、誰のことに言よんで」っていうところから始まっていくと思うんです。

ですから今言ったようにもう少し頭っから当然こういう風に言わないといけないかも分かりませんが、この言い方に誰がほんとに言うのか、県がそれを100%するのか市町村がするのか、それによっても受け方ってのが完全に変わってしまいます。

ひとつ間違えれば反発食らうだけであって前に進むのかなと、逆に言えば、せっかく良いことをしよう、6年までにやろうとしよう、それから失礼ですがコロナ禍の中で老人とか年寄りのオーナーの方っていうのは、まあ家族なんかととりあえず施設入っとくとか、県がいらっしゃる、そういう方がいらっしゃる中で、そんな話をほんとにどこまで

追っていけるのか。

もうわたしおらんけん、2階建ての家ぐらいであれば置いとってでもいいのかなって現実があると思います。触りたくないっていうのかな。大きい建物だったら別と思います。

でも大きい建物のオーナーでも中の店子がいなくなってお金が入ってこない、ほな耐震化してもそんなどうなるんだ。もう少しちょっと落として深く考えた上に今言うたことを進めていかないと、ちょっとほんとの住民目線の話なのかなというところでちょっと疑問が。

(A委員)

どういう段階で話を伝えていくかと思うんです。いきなり命令がドンといくとそれは大事になっちゃうので。

まあ丁寧に説明していかなくちゃいけないという一方で、たぶん雰囲気と言うというよりはきちんと法律に則って、法的な規定があるんですよという言い方をしていないと何を根拠にっていう話になっちゃうんで。

(C委員)

ほれが出た途端に今度変な業者が来ますよね。公表された途端に「あんたの家法律でこれあきまへん」まあそこまで言うたら失礼な話なんですけど、今の時代デリケートなのかなと委員長、思うんですけど一概にさっと決めることは簡単なことですし、おっしゃった上からのことでいいと思うんですけど、それに従ってほんとの県民はひとつ間違えばそういう業者もいらっしゃるんで、この決め方はちょっと、あのもう少し考えて頂きたいというか。

(A委員)

まあ確かに言い方を気をつけなければとは思いますが、とは言っても放置するわけにもいけないので。

(C委員)

ですから、ちゃんとした、どこが発信元になって、どこの責任において、それをみんなに発信して、明確にして変なことは起こらないように。誰もがどこへ行っても聞けるように、ここへ行けばほんとに言ってることが分かるとか、もっと詳しく説明してくれるだとか、そういう風にしていただき、県民、お年寄りとか、あの素人でも分かりやすいように。

(A委員)

逆に言うとその後の相談対象も公益的なところというか今、建築士会ですかね。

(事務局)

今、建築士の事務所協会。

(A委員)

事務所協会、やっぱりそういうところの連絡先もセットでフォローがいるんじゃないか。

(C委員)

それがなかったら絶対これは無理だと思う。それだったらもっと前へ進める。

(A委員)

目の前にもうちょっとあの勧告的なものが恐らく必要になってきて。

(C委員)

そういう意味です。はっきりしたそういうところの相談窓口があって、そういうところをしっかりとやって頂いてたらと思います。

(A委員)

事務局の方で丁寧に考えて頂いて、やっぱりあくまで民間のもので所有権もありますし、しかも恐らくは高齢化した所有者さんがいて、なかなか新しい投資も難しい物件であることが想像できるので、それに対して配慮をしながらですね、とは言え、実行力のあるようなやり方を考えていいんじゃないかという。是非その辺りはご検討ください。

(D委員)

やんわりとこの報告は義務付ける、その後の一言が耐震化の促進をはかることとして、この辺がすごく大事だと思うんですが、そこで勿論義務付けて報告を話します。

その後どういうことを求めるか、っていうのが必ず聞かれると思います。

例えば何年までに何をしないといけないまで言うのか、その答えがまず統一されていなければいけないですし、そこで負担感をどこまで感じるかというのが全て異なる、でも報告だけじゃなくて、もちろん無料とはいえ税金使ってやっていますから、きちんと進めなければいけないです。その辺りをきちんと整理して、耐震化の促進を図ることとしていますという、そこらへんが。

(A委員)

努力目標という。

(D委員)

そうそうそう。そのへんがちょっとやんわり捉え方が非常に異なるんじゃないかなと思います。

(A委員)

おそらく後段の住宅もそうですけど耐震化に対して今、多少の補助が出ていて、その補助をいつまでやるかという話も多分あって、そこにある程度行政としても、県庁としては危機感を持っている状況なのでやっぱり基本的には補助期間を定めてその間中にやってくれないとちょっと県としても応援しづらくなっちゃいますと。

それを過ぎると、これは危ないという建築物として表示をせざるを得ないみたいな、ま

あそれは言い方ですよ。

あまり陥れにはならないかな。ただある程度お尻を叩くような仕掛けを作っておかないとなかなか進まないの、その辺りの塩梅は結構現場の建築士さん達がかかなり工夫をしなきゃいけないところなんです、ということかなあとと思います。

確かに促進を図ると言っても文言的には簡単なんですけど、それを実際進めるとなるといつ誰がどうやってやるんだっていうところをやらなきゃいけない、やっぱりそれは補助の出し方とか期間とかそういったことも合わせて節に考えておかなきゃいけないと思いました。その辺りはどうしますかね。住宅の方でも議論すると思うんですけど。

(事務局)

今回のテーマで上げているのが特定建築物っていう公共性の高い建物と住宅と、あと民間で道路閉塞するような建物、この3種類があって公共性のある高い建物については100%、耐震診断まで100%、今回のその診断の補助とか民間の施設に対しては法律上に基づき診断の義務化まででありまして、その以降については市、町も含めた補助金で改修をするかとか、そういうところまでなんで、命令かけられるのは診断しなさいよ、というところまでしか言えないので、そこら辺の使い分けが、必要。

(A委員)

まあ公共建築に関してはもうどんどん、どんどんプレッシャーをかければ良いと思うんですけど、民間に関しては必ずしもそうでもなくてまあ逆に言うとしっかり、民間になってくると県庁だけでできる話でなくて基礎自治体の役割がかなり大きくなると思うんで基礎自治体にしっかり働きかけをする、併せてしていく。

自治体が持つてる公共物に関しては自治体としてしっかり取り組みなさい。これやっていると行政の怠慢だと言ってもいいぐらいの勢いだと思います。

民間に関してはそうもいかないの、しっかりそれが進むように基礎自治体としてもなんらかの策略をしてくださいという願いをすることもあるかもしれないですが、それは色んな方面からアプローチをしていく必要がある。

(C委員)

一点すいません。7ページにある地震発生時に利用確保することができるこの防災拠点の中の診療施設ってのがあるんですけど、まあ中に、これは今コロナの影響でほんとに大きな病院っていうのはそれだけでも医療崩壊ではないですけど動かない状態で、いざ地震とかがあった場合にこれはどこまでをさすんでしょうか。

やはり公的なとこなのか民間の大きなとこまで、地震が発生したときに医療確保するには今は公的な病院だけでは難しいとは思ってるんですけど。小さな個人病院なんかはしてないですよ。

(事務局)

今、公益上必要な建築物として指定させて頂いている診療施設というのはかなり大きな病院ですとかに限られてますので、そこは普通に診断して頂いてますし、改修、耐震化も

すでにかかっていたら結果にはなっております。

(A委員)

それは次のページにある特定建築物における病院と概ね同義的。

(事務局)

8ページの方は病院、一定規模以上なんですけども、3階建て1,000㎡以上の病院であれば全て民間も含めてこちらは。

(A委員)

こちらの方が幅が広い。含まれているんですね、27棟は。次の特定建築物の中に。

そう考えると病院に関してはかなり9割前後まで、8ページ見ちゃうとやっぱり庁舎が一番重要なんですけど、それが進んでないってのはどうしてもやっぱり世論的に庁舎にあまりお金をかけづらい空気感があるんだろうなと思います。

まあこの数字は結構まずいかもしれないという気はちょっとするかなあとします。

こういったところも熊本地震のときに市役所が機能しなくなってどれだけ大変だったとか、もうちょっと数値を周知していくとかですね、しないといけないのかなと思いますし。

東日本大震災のときも庁舎が被災した自治体と、被災してない自治体に関する問題も分かれているので、こういったことも冷静に見ていく必要があるのかなあとします。

他いかがでしょうか

(D委員)

7ページなんですけど、地震津波時の避難所を全て追加してというところも、ざっと何棟くらいとか。建物自体が避難所なのでこういった種類の建物になるかとか、すごくそこらへんが入ると急に増えるんじゃないかと。

(事務局)

市町村が定める避難所ですので、いわゆる体育館ですとか公民館、今でいうコミュニティセンターといったのが対象になってきますけど、もちろんその昭和56年以降に建てられた新しいものは入りませんし、旧耐震で今だったら耐震化がはかられていない避難所ということになります。

(A委員)

一時避難施設もふくめるんですね。

(事務局)

施設ではなくて避難所ですね。

(A委員)

避難所ですよ。一時避難も含めると小さな集会所みたいなのも入ってくると一定数と

状況が見えてくるところがあって、結構集会所なんかは共同出資で建てられているケースもあるので民間の建物と近い位置づけのものも結構ありますよね。そこは行政としてかなり頭を抱えるところとは思いますが。

これあれですか。ちなみに今回コロナの関係で避難所指定の物件の数が増えていることはありますか。

(事務局)

どういう風にして市町村が捉えるかにもよりますけども一人辺りの必要面積をどう設定するかによって増やしたところもあるとは聞いています。

(A委員)

そうですね。結果はね、当面の間は増やして対応するしかないというところがあって、それをどう扱うかも悩ましいところとしてはあるんですが。

(C委員)

自主防の方では結局独自に動いてますけど今おっしゃった避難所って大きなスペースとかもあるんで増やしてますよ。自分たちの中のコミュニティセンターでもここが避難所になってるけど、市町村がOKくれないけど、ここがいっぱいになったらこっち行こうねとか、そういうのははっきりいってあります。

結局そこが今度、県とか市町村とうまいこと連携が取れてないというか、もう自主防ってひとつひとつが会社みたいなものですから。

すでにそういうのは動いているので、逆に全部っていったらなかなか難しいとは思いますが、割と新しくできてるところはあるのでそこらは安心して、やはり情報っていうのは、今おっしゃったように上がってきていないというのがほんとでしようね、わからない？

(A委員)

逆に言うと、ひとまず県としては情報把握をまずつけて、その後おそらく優先順位の決定みたいなことをしなきゃいけない可能性はあるかなとは思ってますよね。

(C委員)

どんどん、どんどん、そうやって言われているので自主防としては広げていかないと仕方ない。一か所ですてたのを、もうだめだということで。

だからここもちょっと矛盾さがあるというか避難所の畳一枚確保してくれって言ったら、次どこへいくのになるので、そこらの情報をうまいことできればもっといいところになるかなと思います。

(A委員)

その辺りの情報収集と優先順位の決定みたいなものが今後必要になってくるってことは、一言書いておいてもいいかもしれませんね。

よろしければ住宅の方に入っていきたいと思います。

住宅の方は実態調査の数字も出てきていると思いますので、その照会も含めて事務局からご説明していただければと思います。

(事務局)

(説明)

(A委員)

はい、ありがとうございました。

住宅に関してやはり個人、個人所有物、あと徳島県は高齢化が進んでいるということで、なかなか進まない中で、まあ印象としてはですね、あの手この手をやっているという印象があって、どんどんハードルをいかに下げるかっていうテーマを追及しているのが今の現状かなとは思いますが。

ずいぶん長く説明を頂いて、分析の内容から細かく突っ込んだ話をしてくださっているので、かなり地域差が出ている、あるいは世帯構成によって大きく差が出てきていて、その背景も分析をしているので分かりやすい調査資料にはなっているかなという風に思います。

それに対してどういう対応をとるかってことも、先ほど経済性みたいなことある程度気にしないとやっぱりむしろ返って諦めさせてしまうということもあるので建物の耐震化ができないんだったら命を守るというところ、命を守るの中でも避難経路を確保するとかどんどんハードルを下げて、まあこれは提示の仕方を気を付けないと、ものすごくハードルの低いやつに終わってしまうこともあれなんですけども。

色々県としてはできるかぎりのことをやりたいという気持ちがなんとなく表れているのかなという風には思いました。

いかがでしょうか。

(C委員)

10ページのところで、アンケートをとったところで県南エリアがこれ、各委員さんにもお聞きしたいんですけども。

実際耐震性となれば県南は地震が起きました。耐震性があればそこで命は守れます。そこで津波が来れば逃げる。

でもここに阿波市と美馬市、吉野川市がアンケートが取られてないんですけど確かここ中央断層があるところと思うんですけど逆に言えば耐震だけのことで言うのであればこのアンケートは必要なんではないでしょうか。ここ津波とか川の氾濫とかあったとしても地震もしのげればいいんですけど。これちょっと一度調べてみるってのはひとつかと思うんですがいかがでしょうか。

(A委員)

恐らく主旨としてはですね、元々都市部しかなかったものを農山村のサンプリング調査ですので、ある程度傾向が見えているのはつるぎ町の傾向と美馬市、阿波市、吉野川市の傾向が、あと東みよしですね、その辺りの傾向と似てよってくるんじゃないかと県の予想

だと思うんですけども、その辺り何か説明ありますか。

(事務局)

この調査に至った最初の着眼点としましては平成30年総務省住宅土地統計調査が、大きいところの8市と人口が多い北島町とかについて調査した結果、県の耐震化率を出しているというところで、発端としては調査していない残りのところで耐震化がどんな状況なのか調べるというのが発端でございます。

せっかく調べるんだったら耐震化をしていないところの意向も一緒に聞こうかなっていうのが今回のし始めたきっかけでございますので。

まあ来年度以降ですね、そういうところについて中央構造線活断層とかのエリアについても、まあ当然調査しないといけないとは思っているんですけども。

次の改定に向けたものとしては、とりあえず前回やってないところを先にやらせて頂いて、そこから見えてきた課題についてちょっと分析して改定に反映したいなと思います。

(A委員)

そういう意味で言うと、優先順位が高かったところをとりあえずやったということが現状で今後順次やっていく必要があると。

私が言ったサンプリングとは限らなくて優先順位つけてやったものは、とにかく住宅統計調査ではかなり偏りがあるんじゃないかという現状の予測があって、かなり農山村部中心に調査をしてみたのが今回で、結構差が出たのが事実なので、やっぱりかなりエリア毎に丁寧に見ていかなくちゃいけない。

これもひょっとしたらもし可能であれば合併後の自治体なのか、合併前の自治体単位で見ただけが意外と理を遂げた……。

那賀町とか見ちゃうと驚敷と木頭じゃ全然違うので、木頭と驚敷を一緒にしちゃうのはかなり問題ある気がしちゃうので。多分データがあれば細かいことはできると思うので分析の枠組みの話だと思うんですけど。

ちょっと今の自治体だけで見ちゃうと見えにくいところが出てくるかなっていう気はします。ひょっとしたら項目に農村地域なのか市街地域なのかっていうことの住み分けとかつけることによってある程度見えてくる。あるいは南海トラフのリスク地域なのか中央構造線のリスク地域なのかによって、その辺り分析の仕方を変えてみるのもあるかなと。

能力の問題もあったので現状はこういうことのようにです。

(D委員)

先ほどのご質問の補足説明というか、わたしは先ほど前回お配り頂いている住宅土地統計調査のH30耐震化率が約82%ということで今回の調査でも全体で82%ということですのでいいなと思っていたんですけど、前回の調査は8市全部が入った状態ですよ。

今回那賀町の中でも市街地とかも入っているし農山村も入ってて全部やったけど82%っていうのがすごいなと思って。

データとして教えていただきたかったのが耐震改修しない理由っていうのは全戸調査の中から聞き取りできたところだけと思うので、たぶん回答者数が大分違うのかなあとは思

ったんですけど。またそれは後で教えて頂きたいと思いました。

全体として高齢者のみの世帯とその他世帯ということで高齢者のみの方で言いますと、やっぱり高齢者の方、生活面でも色んなリスクを抱える割合が高いので特に要介護、要支援の方ってところが1番災害弱者にもなりやすいってところから、耐震だけでアプローチするのではなくて包括ケアシステムの中でも在宅推進していますので、その地域包括の方が高齢者に関わる場面ですね、ケアマネさんが行かれる、もしくは介護認定の認定人さんが行かれる時に、そういった専門家の方に震災や減災の知識を持っていただいて、同行しなくても福祉系の専門職の方も耐震とかの話ができるようにまず、するっていうのが大事なかなと思います。

もちろん高齢者のみ世帯の方でも、とても元気な高齢者の方もたくさん入られていると思います。65歳なんてまだまだ現役なので。そこは高齢者だけでも分けなければいけなくて。高齢者の方の生活って共通しているのが住宅で過ごす時間が長いということだと思うんです。

経済的な余裕もこれから収入が減るのも勿論そうなんですが、例えば住宅の中での生活快適度が上がる、断熱性がよくなるとか、それによって電気代下がるとか、そういう生活の中で住宅っていう防災だけを考えているわけじゃないので。断熱と耐震とバリアフリーがセットになって、それでこの値段でいけるみたいな。耐震だけでもっていうとなかなかハードルが高いと思うんですけど。なんせパッケージというか、複合的なアプローチが人の面でも耐震の促進の面でも大事なあという風に思います。

しいて言うたらSDGsの視点からも複合的っていうのがポイントかなと思います。

減災という側面について、表記の問題と思うが、P24に「減災化された住宅も耐震化された住宅として」とあるが、それはちょっと違うかな、と思うので、ちょっと表記は気をつけた方がいいかなと思うのと、減災の中でも耐震シェルターというのと家具固定というのはかなり段階が違いますので、そのへんもちょっと表記を変えつつ気をつけなければいけないと思います。

優先度からいうと「被災条件が悪い」その次に「高齢者の方」と優先順位をしっかりと考えて取り組むと明記できればと思いました。

(A委員)

優先順位ってどこから後押しするのということですよ。

やっぱり誰が行くかって重要で、営業マンが行くのと普段から慣れ親しんでいる民生委員さんや介護職関係者が行くのではやっぱり意味が違うし。ひとつ思ったのは息子っていう手もあるかなって。都市部にいる継がない息子が自分たちの両親を農山村に置いておいて心配してるんだけど倒壊で亡くなるのは親族が心痛むので、最低限のことならやってあげたっていう息子にどうアプローチするかも考える。

アプローチの件に関しては、縦割り行政になっちゃってるので包括が苦手なところもあるかと思うんですけど、民生委員とか包括ケアのみなさんに対してこれのレクチャーをちゃんとしてって訪問した際にご助言頂くような仕掛けってのがあってもいいのかもしれない。

(C委員)

民間というか我々の言葉はお金がない、関心がない、これで全部逃げてるんですよ。それで全てが通ったら納得してしまうんですよ。

生活の環境をよくするっていう言葉が非常に良い切り口かなって思ったんです。

せっかく税金で投入していただけるんだったら減災とか堅いイメージを持ってしまうんですけど、これしたら生活環境良いよ、手すりひとつつけても歩きやすいよっていうところから言えば、非常にすっと入ってくるかも分かりませんよね。

(A委員)

結構農村の高齢者って不便に慣れちゃってる場所があって。ひよっとしたらちょっとした改修をして耐震化とかもしてるんだけど、それ以上に暮らしやすくなってるってことの見学会みたいなものを高齢者向けにやってみたり。

ちょっと手すりがあるだけでこんだけ自分の暮らしが楽になるんだって。

意外と大変に慣れちゃってる場所があって、そこも少し働きかけをしていくってのが消費者側の視点から見ていく、アプローチするのは結構大事だと思うので。それって県庁のみなさんは建築畑の人たちですから非常に苦手とするところで福祉関係者の方からアプローチするとか。

現場の声を県庁としても吸い上げて頂いて、どういうアプローチが一番有効か先ほど言ったとおり、基本的に耐震診断をする時点でちょっと意識が高い人だと思うので、それが啓発的にどれだけ持つかかわからないですが、第一歩としてというのはあるかもしれないので呼びかけは必要。お金の話はあまり出し過ぎると足かせになるところもある。

(D委員)

この間、事務局にはお知らせしたんですけど、兵庫県でバリアフリー改造を支援しますっていう人生いきいき住宅助成事業は耐震診断と手すりつけとかバリアフリー、一緒に診断しないといけないっていう制度があるんですけど。

(A委員)

耐震って言い方をしない方がいいかもね。暮らし向上調査とかいった方が。

耐震っていうと途端に重くなってしまうってところがあるので。

(C委員)

たぶん答えがこれになってしまいますよね。「できない」っていう。

でも今言った生活がって言うたら、もひとつ聞く方が中に入れてくれるのかなとそれがどしたっていうところにくるかなと。非常にそのセットっていうのは、良いアイデアというか、逆にして頂きたい。

(A委員)

リバースモーゲージが以前分かりにくいからって資料頂いたんですけど、これ基本的に今、既存の金融機関を持ってるメニューに乗っかるしかないのか。あるいは金融機関にこ

ういうメニューありうるかっていうアプローチができるのかっていう意味でいうと、今思いついたのはリバースモーゲージで住み替えじゃなくて、リバースモーゲージモデルで耐震化するってできないかなって。そうすると自宅で暮らしができて、終わったらたぶん息子はその後の対応に困ることがあるんできちんと売却をして空き家を有効活用しやすい状態に持って行けることを考えるとリバースモーゲージの仕組みで耐震化するっていうアイデアもあるんじゃないかなと思って。

ただこれは民間の金融機関でそういうメニュー持ってないと仕方ないので。逆に県庁から提案頂いて、そういったメニューを作るってことも。

今まさに古民家リノベも取り組んでらっしゃるので民間にその費用等も含めてリバースモーゲージを提案してみると意外と現実的かなあと。

(C委員)

知らないと言ったほうが。委員長がおっしゃったように、そういう専門家がいらっちゃって説明してくれたらいいんですけど、知らないっていうのはいかがなんでしょうか。

でしたらもっと安心できるような今おっしゃって頂いた活用があるんだったら、安心できるように説明をしていってあげたらいかがでしょうか。

(A委員)

さっきのD委員がおっしゃったように、人生いきいき住宅助成の次の項手段としてリバースモーゲージを提案する。死ぬまで生き生きそこで暮らせて、終わった後も建物も生き生きしていただけますみたいな。

やっぱりC委員がおっしゃられるように、消費者側がそれが楽しいとか、幸せに繋がるってような仕掛けを言い方として気をつけていって。

高齢者の方って自分の家を手放すってことに対してすごくハードルが高いので、そこになんらかのインセンティブが働くというか・・・。

(B委員)

減災化の取り組みはすごく大事だと思うが、耐震化率に含めてしまうのは気になる。

(A委員)

詐欺的なということですね。おっしゃるとおり。

(B委員)

もちろん大事なので、どんどん進めていかないといけないんですけど、本質というか、何というか・・・。

(A委員)

建物の倒壊を防げない、というものに関しては、倒壊が防げない。

でも、シェルターとベッドに関しては別扱いでいいわけですよ。

ひょっとしたら、耐震化の下に言葉を作った方が、「対策済み」みたいな。対策でしかできない、ということですよ。

ので、耐震した物件として扱うには相当問題があるので、「対策しかできてない」というか。「対策しかできていない」と言うのか、「対策はできている」と言うのかによっても方向性は違うんですけど、一緒にしてしまうには問題がある、と。命が守れるかどうかとも怪しいところはあるので。

(B委員)

逃げ道を確保するとかいう意味では、とても有効なんですけども、逃げる前に家が倒壊してしまうともう逃げれない。

(A委員)

耐震シェルターやベッドも、その場所にはないと助からないけれど、とはいえ、その場所にいれば助かるのも事実なので、これを同義として扱うには問題があるのではないかと、ということで、ここはぜひご検討を。もう一つは県の皆さんはあの手この手を出しているのですが一つはタイミングですね。

特に今、高齢者の話が中心でしたけど、若い人たちの場合はお金の話とタイミングの話で、タイミングを狙いましょうということがありますが、リフォームの時に、生活の利便性を上げるときに次いでに耐震化もしましょうというのは確かに妥当で、そのタイミングでやらなければもうやらない確率も高いので少し営業的なアプローチをするのも妥当と思うが、ちょっと気になるのがどうお尻を叩くかというときに、期間や世帯構成を検討というのはある程度この計画自体が令和6年度ということもあるので、令和6年度まで結構潤沢にしておいて、それ以降ちょっと危機喚起ではないが、ちょっと厳しさを出すというを考えても。

ちょっと気になるのは、キャンセル待ちが発生している市町村というのは、既に需要があふれている自治体で、あふれたまま令和6年度を過ぎてしまう可能性があるということがあって、そこをどうするのか。キャンセル待ちが発生しているところは多いのですか。

(事務局)

どことはこの場では言えませんが。

(A委員)

1つ2つの世界ですか、それとも10という世界？

(事務局)

そこまではない。

(A委員)

1つ2つの自治体に対して、そこが多分財政的に苦しいというのがあると思うので、どうしても耐震でなっちゃうと優先順位が下がりがちになるというのもあると思うので、そこは是非働きかけが必要ということと、もう一つは期間の設定の仕方で、ただ経済的な話ですから期間を設定しても厳しいという人たちがいるわけなので、それをどうするか、か

なり気をつけないと切捨てになっちゃうというところもある。

個人的に思うのは期間を設定しておくというのは、消費税値上げではないが、駆け込み需要があることも確かにあると思うので言い方、例えば原則としてという言い方をつけてでも県としては令和6年度にある程度目標達成する、したい、という気持ちを持っているのであれば令和6年度を一つの節目にしておくというのはあるかな。

時間的に4年くらいの期間で耐震化、まあ大規模改修でもない限り、そこまで短い期間ではないかな。期間の設定に対して皆さんどうですか。

(C委員)

我々はタイミングが全てと思っており、今だったらできるけど来年はできない、再来年はできないで、今年申し込んだらもう一杯で無理ですと、キャンセル待ちになる。そこらを柔軟的ではないが、せっかく6年までするのであれば、県や市町村でするので1年1年の予算にはなると思うのですが、タイミングでせっかくやろうとしている人ができるようにして欲しい。

(A委員)

これ交渉事と思うのですが、例えばキャンセル待ちが発生している自治体と協議していただいて例えば県としては令和6年という大きな目標を掲げて、それに市町村も乗っかってもらって市町村も頑張るってその期間に限ってはキャンセル待ちを解消してくれと。今年ちょっと家庭の事情的に今年いけるのなら走るけども、今年つまずいちゃったら立てないという人も出てくるので、令和6年というのはそんなに長い期間ではないですから、その間に関しては市町村の人たちにも重点期間としてキャンセル待ちがないような対応をしてもらおう。

それで一気に問題を解消してしまおうという働きかけはしてもらわないと今の話は対応できない。

(C委員)

変に減災にお金をかけるのであれば、お金を残しておいてそういう風にした方がよいのでは。

(A委員)

C委員は、そこは県がフォローできないかという意見ですか。

(C委員)

県が指導というか、全体的に考えていただいて、せっかく税金を使うので有意義なお金の使い方をしていただきたいし、それによって建物が前へ進む。今言った減災で耐震ができたのではないよというのも本当にわかるので、やっぱりどこかが指導しないと誰も動かない。

(A委員)

今の意見だとキャンセル待ち自治体の、要は予算が足りないということですよ。そこを県が補填し始めちゃうと他の自治体も全部そういう状況になっちゃうので。

(C委員)

わかります。ただ、ここは検討委員会なので。検討委員会の中で、だから表に出ることはないんですけどアイデアとして各市町村と調整ができないのか。

そういう調整役をしていただけないのか。せっかくやろうとしている人が、こっちの自治体ではできるけど余っている、でもこちらの自治体ではやっぱり市町村の中で落とし込めるか、県民と考えることによって考え方も違ってくと思う。

(A委員)

今、県と市町村の役割分担の中で、力の弱い市町村を県がどうこうするのかというのは色々な分野で話題になる。そこは何ができるか。

お金の面も含めて県がフォローできるのであればしてもいいし、県は令和6年で区切るのであれば県としても頑張ってもらおう。その頑張り方も一番最低限の事にせずに、せめて耐震シェルター、ベッド以上をとということですよね。

(C委員)

無理なのはわかりますが、検討委員会ということで。

(B委員)

タイミングを捉えるということで、さっきおっしゃられたようにピンポイントでこの時期にタイミングをそろえるって結構難しいと思うので、例えば3年間とか、長期のスパンを考えてその中で利用者が思うタイミングで改修できれば。

若しくは、例えばリフォームするにしても今年はキッチンだけだとか、3年後には別のところをやるとか、家庭の事情によってそれぞれ違うと思うので、そのタイミングにあわせてできるように耐震改修とかも段階的というか・・・。

(A委員)

要は1回の事業を、今だと単年度の中で納めないという行政の都合があるのを、1期工事、2期工事、3期工事みたいなことができるかということですよね。

(B委員)

最終的には評点1以上にするのですが、3年後には耐震改修しますよと意思表示しておく。

(A委員)

それって、例えば改修の段階のガイドラインがある程度ないと消費者側が想像できないと思う。

例えば1年目これやる、2年目これ、3年目これやるというスキームがあり得ますよみたいなことを少しわかりやすい提示をしないと消費者側は3年でやるということのイメージがつかない。何かそれがあれば、それに対してどう予算付けするかというのは行政のテクニックの問題というところになると思う。

そのスキームモデルというか、そこを行政が作れるのですかね。

(事務局)

基本的に単年度。当然、国費も入りますので会計検査の対象となり、基本は単年度でしょうけど工夫のしようはあるかもわかりませんが、どれだけ需要があるかにもよるので検討させてもらいたい。

(A委員)

先ほどの今後の調査の中に、耐震改修した人たちがどういうやり方をやって、そこにどういう課題があったのかということをし調査をしてみると、どういうサポートが一番効くのかということが見えてくるかも。

今みたいに事情的に本当はこんな事やりたかったけど単年度事業だったからここまでしかなかったんだみたいな。そのあたりをちょっと調べていただいて、ただ行政としてはどうしても1年で区切れちゃう。これは行政の都合でしかなくて、そこをどう突破できるかというのを是非・・・、あと3月で切れちゃうんですね。行政は単年度事業だから3月までにやらないといけない。

(事務局)

そこでできなくても繰越し制度はあります。

(A委員)

じゃあ2年はいけるということですね。その行政ができる妥協点みたいなものと消費者側の妥協点の落としどころをどこにするかは少し検討してみてもよいのでは。

先ほどから出ている令和6年という計画年度に対して何らかの期間設定して傾斜配分するかどうか。

県もどうもあまり予算の余裕があるわけではなくて、どちらかという短期集中したいという事情があるのかもしれないのですが、まあそれはちょっとおいておくとして、やっぱり発破をかける意味ではある程度の期間設定はやってもいいのかなと個人的には思いますが皆さんいかがですか。それには基本的には前向きで、その後のやり方はB委員が言ったように極力消費者の懐事情に配慮できるような仕組みをつくる必要がある。

じゃあとりあえず計画期間に戻すと言ったのですが、この期間は重要とっており、一応今のところ令和6年度が計画期間ということですので、令和6年度までは原則として県も頑張ります。けれどもそれ以降はどうか今のところはまだわからないという情報の出し方になってしまう。

実際は、バッサリ切ってしまうと、それはそれで問題なのですが、意志としては令和6年度ということをお県としては強く持つという意味で令和6年度までという記述の仕方をす

るということによろしいですかね。

これは結構インパクトのある言い方だと思う。批判が出る可能性も十二分にあるのですが県としても覚悟の上で、それぐらいの覚悟を持ってやるということによろしいか。

(D委員)

それにあわせて、ここに耐震化率、住宅も含めて耐震化率100%を目標ってというのが令和6年度となるとそこに、耐震化率100%に実は減災化も含まれているんだよ、と書かれちゃうと・・・。

(A委員)

徳島県として耐震化率100%って、なんかすごいうさんくさい数字というか、誰も現実可能だとは思ってなくて、県としてシェルターまで含めた耐震化率と、あとは命を守る方にシフトチェンジしてでも、最低限命を失わないような住宅か、というような言い方、言葉の表現を変えた方がいいかもしれない。

耐震化100%って響きはいいが、専門家がみればちょっとうさんくさく見えてしまうところがあるので。

(事務局)

今回調査に行って高齢者と接すると頑なに改修しないと割り切っている方も割といらっしやっただので、さすがに別の選択肢も考える必要があるのかなと思い、今後は減災化という発想も加味して、こういう書き方にしました。

(A委員)

耐震化って言うと、地震で壊れない、というイメージがすごくあるので、その状態で地震がおこって建物が倒壊した瞬間に嘘だったという話になってしまう。

ひょっとしたら耐震レベル1～5というのが現実的な世界だと思うが、その言い方も特殊でわかりにくいので、「耐震化できる建物は100%」で、家主の都合で耐震化がやっぱり難しいところは、少なくとも命を守るようなことを県としては目指すんです、というような言い方が現実的かと思う。

ほかの県も同じような状況だと思う。全部100%は無理ですよ。あまり形を整えるというよりは、現実として命をきちっと守れるような住宅にシフトチェンジしましたよ、ってというのが妥当かなと思います。

(C委員)

それがすべて。命を守る住宅。耐震化というより命を守る。

(A委員)

耐震化して経済破綻してしまっても意味がないと思うので、暮らしをよくして、なおかつ命もしっかり守りましょうということ、この検討会として答申をだしていくということで。

(B委員)

アンケート調査結果で、耐震改修をしないで「大丈夫と思っている」「興味がない」それが意外と多いというところが気になってまして。一歩進めるためには何があるかなって考えたときに、例えば防災協会が出しているパンフレットで10個の質問で建物の点数が出るんです。10点満点で判断するんですけども最終的には専門家に見てもらいましょうっていうパンフレットなんですけど10個の質問で簡単に点数が出るので気軽に自分の家の1分でできる耐震診断みたいな。例えば興味のない人とかそういう方に出してみても一歩進めるといふか、興味を持ってもらうっていうのはありかなとは思いますが。

(A委員)

「関心がない」と「大丈夫だと思っている」は一緒にいいのかなって思っていて。大丈夫だと思っているって県央が多いんですよ。県央は確かに中央構造線と津波エリアの間にあって、意外と岩盤もしっかりしてるので、ほんとに大丈夫なところも結構あったりするわけですよ。関心がないっていうのはほんとに関心がない。

大丈夫だと思っているにも誤解があると思うんですけど、やっぱりこれ一緒にいいのかなっていうのと今おっしゃったようにいかにハードルを下げるかっていうテーマで言うとすごく簡易なチェックができるというのものもあるかなとは思いますが。

今、県としてはありとあらゆる手を尽くすという雰囲気が見てとれるので、その中に一般の人達の0を1にするための取組としてそういったものをどんどん出していくのはありかも。

(C委員)

今の「関心がない」「大丈夫だと思っている」でほんとは心配していると思うんです。でも言うことによって「また次何か来るんじゃないか」とか、自分に言い聞かせないと生活できないですよ。

だから「うちの家は心配ないじゃ」というのがアンケート取りに行った時にお年寄りからそんな言葉が出たと思う。「何を言よん、うち心配ない」って。それから関心がないということは、もう来ないでと、さわらないでくださいね、でも近所の人、誰か一人が診断をしたら次の言葉は変わってくると思います。この裏腹は、わたしは心配しているっていう風に読んだんですけど、どうでしょうか。

(A委員)

憶測で全部判断することは今はできないですけど、基本的には関心がないっていう人達にはそういう可能性があるんだってことを含み置いて、できることはやるっていう方が妥当だと思いますので。

B委員がおっしゃったような、すごく簡易なものとか。

例えば言い方悪いけど、子供達の学校教育の宿題に出してみるとか。防災教育として。ありとあらゆるところで簡易にできる、D委員がおっしゃったように民政委員の皆さんに行ったついでにアンケート取ってよって話も。

これもやっぱり県が委託された建築の専門家が行くのと普段から通ってる民生委員とか

在宅介護の人達が言うのでは意味が違うので。その辺りも工夫をして、どうすると一番本音が出てくるかっていうか、ちゃんと考えてもらえるかを考えないといけない。

B委員のおっしゃったような簡易なものっていうのも、県内レベル？全国的なやつですか？

(B委員)

防災協会のやつですか？これは全国的なやつです。

(A委員)

だったら分かりやすいというか。国レベルでやってることなんですけどぐらいの話だと簡易だと思うので。とにかくハードルを下げるということに注力をして。

防災っていうと響きが結構重いので、どうしても距離を置きがちなのが一般の人達の認識だと思いますから。

一旦戻って計画期間を補助期間も含めてですね令和2年から令和6年ということで。特に重要な建物に関してはいかにお尻をたたか。言い方を気をつけながら公表とか命令も含めて本気で進めていく。

一般の人達に関しても色んな選択の可能性を示しながら、D委員がおっしゃったように自分の暮らしをよくするんだという働きかけをしていくってのがやっぱり妥当かなと思います。

先ほどのC委員がおっしゃったように自分に言い聞かせるってことも、暮らしがよくなるよって言うと聞き方も変わってくる。リアリティのある計画にさせていただくってのも大事かなと思います。

以 上